

第40号（令和2年7月3日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

**【規則】**

- △ 横浜市市民局区政支援部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則【市民局窓口サービス課】 3
- △ 横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則及び横浜市総合保健医療センター条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局障害施設サービス課】 4
- △ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】 5

**【告示】**

- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 6
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】 7
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】 8
- △ 同 9  

【健康福祉局こころの健康相談センター】
- △ 地籍調査の実施【環境創造局地籍調査課】 10
- △ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定【建築局都市計画課】 11
- △ 同 【建築局都市計画課】 12
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画の決定【建築局都市計画課】 13
- △ 横浜国際港都建設計画一団地の住宅施設の変更【建築局都市計画課】 14
- △ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更【建築局都市計画課】 15
- △ 同 【建築局都市計画課】 16
- △ 横浜国際港都建設計画用途地域の変更【建築局都市計画課】 17
- △ 横浜国際港都建設計画高度地区の変更【建築局都市計画課】 18
- △ 横浜国際港都建設計画土地区画整理事業の変更【建築局都市計画課】 19

**【公告】**

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民協働推進課】 20
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】 21
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 23
- △ 同 【経済局商業振興課】 25
- △ 計画段階配慮書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 27
- △ 同 【環境創造局環境影響評価課】 28
- △ 同 【環境創造局環境影響評価課】 29
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 30
- △ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】 31
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 32
- △ 同 【建築局調整区域課】 33
- △ 同 【建築局調整区域課】 34

△	同	【建築局調整区域課】	35
△	同	【建築局調整区域課】	36
△	同	【建築局調整区域課】	37
△	同	【建築局調整区域課】	38
△	同	【建築局調整区域課】	39
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定	【建築局調整区域課】	40
△	同	【建築局調整区域課】	41
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止	【建築局建築指導課】	42
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止	【建築局建築指導課】	43
△	同	【建築局建築指導課】	44
△	市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可	【都市整備局市街地整備調整課】	45
△	新綱島駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧	【都市整備局市街地整備調整課】	47
<b>[区告示]</b>			
△	認可地縁団体の告示事項の変更	【西区地域振興課】	48
△	同	【港南区地域振興課】	49
△	同	【戸塚区地域振興課】	50
△	同	【戸塚区地域振興課】	51
△	同	【港南区地域振興課】	52
△	同	【青葉区地域振興課】	53
△	同	【青葉区地域振興課】	54
<b>[区公告]</b>			
△	自動車臨時運行許可番号標の失効	【港南区総務課】	55
△	同	【泉区総務課】	56
<b>[医療局病院経営本部]</b>			
△	横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務の委託	【市民病院医事課】	57
<b>[区選挙管理委員会]</b>			
△	投票区の設置の一部改正	【港南区】	58
<b>[人事委員会]</b>			
△	横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	【調査課】	59
<b>[監査委員]</b>			
△	包括外部監査人の監査の事務を補助する者	【監査管理課】	61
<b>[正誤]</b>			
			62

## 規則

横浜市市民局区政支援部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第59号

横浜市市民局区政支援部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

横浜市市民局区政支援部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則（平成20年7月横浜市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (11) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する事務
- (12) 社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カードに関する事務のうち、次に掲げるもの
  - ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定による個人番号カードの交付
  - イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報等の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第33条第2項又は第3項の規定による個人番号カードの暗証番号の届出の受理及び設定
  - ウ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）第4条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「旧番号利用法」という。）第7条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項から第3項までの規定による通知カード（旧番号利用法第7条第1項に規定する通知カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者についての旧番号利用法第7条第6項の規定による当該通知カードを紛失した旨の届出及び同条第7項の規定による当該通知カードの返納の受理（それぞれ個人番号カードの交付を伴う場合に限る。）

附 則

この規則は、令和2年7月10日から施行する。

横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則及び横浜市総合保健医療センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第60号

横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則及び横浜市総合保健医療センター条例施行規則の一部を改正する規則

(横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則の一部改正)

第1条 横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則(平成11年4月横浜市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「午後9時」を「午後8時」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、土曜日における開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

第3条第1項中「次のとおり」を「日曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで」に改め、同項ただし書及び各号を削る。

(横浜市総合保健医療センター条例施行規則の一部改正)

第2条 横浜市総合保健医療センター条例施行規則(平成4年8月横浜市規則第81号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第1水曜日」を「日曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第61号

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則

横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第124条第1項第49号を次のように改める。

(49) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る特別定額給付金及び当該給付金の支給に要する郵便貯金銀行が発行する為替証書に係る経費

第124条第1項に次の3号を加える。

(50) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る子育て世帯への臨時特別給付金

(51) ひとり親世帯臨時特別給付金

(52) 横浜市ひとり親世帯等への臨時特別給付金

第126条第1項第3号中「1箇月」を「2箇月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 535 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 告 示 内 容 の 変 更

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の 3 の 規 定 に よ る 控 除 対 象 寄 附 金 に つ い て 、 そ の 告 示 し た 内 容 に 次 の と お り 変 更 が あ っ た 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定 （ 平 成 21 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 43 号 ） に よ り 告 示 し た 内 容 の 変 更

変 更 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 2 年 4 月 22 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 多 言 語 社 会 リ ソ ー ス か な が わ	神 奈 川 区 金 港 町 7 番 地 の 6	(新) 平 成 20 年 1 月 1 日 か ら 令 和 7 年 3 月 31 日 ま で
			(旧) 平 成 20 年 1 月 1 日 か ら 平 成 32 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 536 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年7月3日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年6月1日	ウイン調剤薬局 白楽店	神奈川区西神奈川 三丁目5番地の1	薬局
同	薬樹薬局 二俣川	旭区二俣川1丁目 5番地の5	同
同	サングレース薬局 霧が丘店	緑区霧が丘三丁目 2番地の9	同
同	スター調剤 尻手 店	鶴見区矢向三丁目 5番3号	同
同	ハックドラッグ横 浜磯子薬局	磯子区磯子三丁目 13番	同
同	ひまわり薬局	磯子区磯子三丁目 13番	同
同	ドリーム薬局 新 横浜店	港北区篠原町3,01 4番地の2	同
同	さくら薬局 横浜 中川店	都筑区中川一丁目 5番17号	同
同	福祉プラザあいし ま訪問看護ステー ション	泉区上飯田町2,19 6番地の1	訪問看護
同	だいあん訪問看護 リハビリステーシ ョン	港北区新吉田東六 丁目48番8号	同
同	ふくろく訪問看護 リハビリステーシ ョン	緑区中山一丁目6 番5号	同

横浜市告示第 537 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月3日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年 1月1日	しば薬局	(新)金沢区柴町 349 番地の1	薬局
		(旧)金沢区柴町 284 番地の7	
令和2年 2月1日	(新)ハックドラッグ 藤が丘駅前薬局	青葉区藤が丘一丁 目28番地の14	同
	(旧)藤が丘おひさま 薬局		
令和元年 10月28日	みよみよ看護	(新)都筑区茅ヶ崎東 四丁目9番18号	訪問看護
		(旧)都筑区茅ヶ崎東 四丁目2番1号	
令和2年 1月1日	和み訪問看護ステ ーション	(新)旭区下川井町2, 326番地の9	同
		(旧)都筑区富士見が 丘17番5号	
令和元年 10月1日	医療法人横浜柏堤 会 戸塚共立訪問 看護ステーション	(新)戸塚区戸塚町4, 130番地の5	同
		(旧)戸塚区戸塚町4, 111番地	



横浜市告示第 538 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月3日

横浜市長 林 文子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年 5月1日	下町調剤薬局	(新) 神奈川県三ツ沢 下町10番9号	薬局
		(旧) 神奈川県三ツ沢 下町9番20号	
令和2年 2月1日	(新) とまと薬局 こ どもの国	青葉区奈良四丁目 6番地の13	同
	(旧) こどもの国のく すり屋さん		
令和2年 4月30日	薬樹薬局 三ツ沢	(新) 西区宮ヶ谷47番 地の2	同
		(旧) 神奈川県三ツ沢 西町4番11号	

## 横 浜 市 告 示 第 539 号

## 地 籍 調 査 の 実 施

国 土 調 査 法 （ 昭 和 26 年 法 律 第 180 号 ） 第 6 条 の 4 第 1 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 次 の よ う に 地 籍 調 査 を 行 う 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 事 業 計 画 が 策 定 さ れ た 年 月 日

令 和 2 年 6 月 26 日

2 調 査 を 行 う 者 の 名 称

横 浜 市

3 調 査 地 域

金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 、 釜 利 谷 東 三 丁 目 、 釜 利 谷 東 四 丁 目 、 釜  
利 谷 東 六 丁 目 、 釜 利 谷 東 七 丁 目 、 釜 利 谷 東 八 丁 目 、 釜 利 谷 西 一 丁  
目 、 及 び 釜 利 谷 西 二 丁 目 の 各 一 部 、 並 び に 戸 塚 区 影 取 町 、 小 雀 町  
、 原 宿 一 丁 目 、 原 宿 二 丁 目 、 原 宿 三 丁 目 、 原 宿 四 丁 目 、 原 宿 五 丁  
目 、 東 俣 野 町 、 深 谷 町 及 び 戸 塚 町 の 各 一 部 、 並 び に 泉 区 和 泉 町 及  
び 中 田 町 の 各 一 部

4 調 査 期 間

令 和 2 年 7 月 3 日 か ら 令 和 3 年 3 月 31 日 ま で

## 横 浜 市 告 示 第 540 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 決 定

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 決 定 し た  
。

そ の 関 係 図 書 は、横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
寺 家 町 居 谷 戸 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域  
青 葉 区 寺 家 町 地 内

## 横 浜 市 告 示 第 541 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 決 定

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 決 定 し た  
。

そ の 関 係 図 書 は、横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
阿 久 和 南 一 丁 目 藤 ケ 谷 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域  
瀬 谷 区 阿 久 和 南 一 丁 目 地 内

## 横 浜 市 告 示 第 542 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 決 定

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 を 次 の と お り 決 定 し た。

そ の 関 係 図 書 は、横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画  
都 筑 川 向 町 南 耕 地 地 区 地 区 計 画
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域  
都 筑 区 川 向 町 及 び 東 方 町 地 内

## 横 浜 市 告 示 第 543 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 一 団 地 の 住 宅 施 設 の 変 更

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 一 団  
地 の 住 宅 施 設 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 一 団 地 の 住 宅 施 設

若 葉 台 一 団 地 の 住 宅 施 設

## 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

## (1) 追 加 す る 部 分

な し

## (2) 削 除 す る 部 分

な し

## (3) 変 更 す る 部 分

旭 区 上 川 井 町 、 若 葉 台 一 丁 目 、 若 葉 台 二 丁 目 、 若 葉 台 三 丁 目  
及 び 若 葉 台 四 丁 目 並 び に 緑 区 霧 が 丘 六 丁 目 及 び 三 保 町 地 内

## 横 浜 市 告 示 第 544 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別  
緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
恩 田 町 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
  - (1) 追 加 す る 部 分  
な し
  - (2) 削 除 す る 部 分  
な し
  - (3) 変 更 す る 部 分  
青 葉 区 恩 田 町 地 内

## 横 浜 市 告 示 第 545 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別  
緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区

岡 津 町 金 堀 谷 特 別 緑 地 保 全 地 区

## 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

## (1) 追 加 す る 部 分

な し

## (2) 削 除 す る 部 分

な し

## (3) 変 更 す る 部 分

泉 区 岡 津 町 地 内



## 横 浜 市 告 示 第 546 号

## 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 用 途 地 域 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 用 途  
地 域 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 用 途 地 域
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
  - (1) 追 加 す る 部 分  
な し
  - (2) 削 除 す る 部 分  
な し
  - (3) 変 更 す る 部 分  
都 筑 区 川 向 町 及 び 東 方 町 地 内

## 横 浜 市 告 示 第 547 号

## 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 高 度 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 高 度  
地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 高 度 地 区

## 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

## (1) 追 加 す る 部 分

な し

## (2) 削 除 す る 部 分

な し

## (3) 変 更 す る 部 分

都 筑 区 川 向 町 及 び 東 方 町 地 内

## 横 浜 市 告 示 第 548 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 土 地 区 画 整 理 事 業 の 変 更

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 土 地  
区 画 整 理 事 業 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 土 地 区 画 整 理 事 業  
川 向 町 南 耕 地 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業

## 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

## (1) 追 加 す る 部 分

な し

## (2) 削 除 す る 部 分

な し

## (3) 変 更 す る 部 分

都 筑 区 川 向 町 及 び 東 方 町 地 内

公 告

横 浜 市 公 告 第 352 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 2 年 6 月 17 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 T O S S 中 高 横 浜	佐 藤 泰 弘	保 土 ヶ 谷 区 峰 岡 町 1 丁 目 7 番 地 の 12	こ の 法 人 は 、 教 師 、 教 師 を 志 す 学 生 、 保 護 者 、 地 域 住 民 、 そ の 他 教 育 に 携 わ る 人 々 に 対 し て 、 中 学 生 お よ び 高 校 生 へ の 教 育 の 質 を 高 め る た め に 有 効 な 指 導 技 術 、 教 材 教 具 、 教 育 実 践 の 共 有 化 に 関 す る 事 業 を 行 い 、 地 域 社 会 に お け る 教 育 活 動 の 発 展 お よ び 子 ど も の 健 全 育 成 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。

横浜市公告第 353 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和2年7月3日

横浜市長 林 文子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年6月11日	特定非営利活動法人グリーンママ	松浦千恵	緑区台村町332番地の1	この法人は、子育て中の親や子に対して、親同士が集える居場所を提供し、孤立しがちな育児をともに支える場となるよう、育児支援を行うとともに、居場所を通して異世代間の交流を活発にすることにより、よりよい子育て環境をつくることに寄与することを目的とする。
令和2年6月17日	変更前 特定非営利活動法人神奈川県東海ウグアイドの会	藤井照芳	南区永田東一丁目21番9号	この法人は、神奈川県内及び近隣都県の東海道とそれに係るみちの歴史や文化を学び伝えるとともに、「み

<p>変更後</p>	<p>特 定 非 営 利 活 動 法 人 東 海 道 ウ オ ー ク ガ イ ド の 会</p>	<p>ち づ ぐ り 、 ま ち づ ぐ り 」 の 理 解 と 関 心 を 高 め 、 併 せ て こ こ ろ 豊 か な 地 域 交 流 を 深 め て 、 明 る く 健 康 的 な 社 会 づ ぐ り に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。</p>
------------	--	--

横浜市公告第 354 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年7月3日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや横浜南本宿店  
旭区南本宿町31番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社いなげや  
代表取締役社長 本 杉 吉 員  
東京都立川市栄町6丁目1番地の1

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) いなげや南本宿店 旭区南本宿町29番の5ほか	いなげや横浜南本宿店 旭区南本宿町31番地の1
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社いなげや 代表取締役社長 成 瀬 直 人 東京都立川市栄町6丁目1番地の1	株式会社いなげや 代表取締役社長 本 杉 吉 員 東京都立川市栄町6丁目1番地の1
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社いなげや 代表取締役社長 成 瀬 直 人 東京都立川市栄町6丁目1番地の1	株式会社いなげや 代表取締役社長 本 杉 吉 員 東京都立川市栄町6丁目1番地の1

(4) 変更の年月日

平成27年3月13日ほか

(5) 変更した理由

大規模小売店舗の名称変更のため ほか

2 届出年月日

令和2年6月8日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課



横浜市公告第 355 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年7月3日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや綱島ビル

港北区綱島西四丁目12番18号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社いなげや

代表取締役社長 本 杉 吉 員

東京都立川市栄町6丁目1番地の1

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社いなげや 代表取締役社長 成 瀬 直 人 東京都立川市栄町6 丁目1番地の1	株式会社いなげや 代表取締役社長 本 杉 吉 員 東京都立川市栄町6 丁目1番地の1
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社いなげや 代表取締役社長 成 瀬 直 人 東京都立川市栄町6 丁目1番地の1	株式会社いなげや 代表取締役社長 本 杉 吉 員 東京都立川市栄町6 丁目1番地の1

(4) 変更の年月日

令和2年4月1日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令 和 2 年 6 月 8 日

3 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横 浜 市 公 告 第 356 号

計 画 段 階 配 慮 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 ( 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ) 第 44 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 読 替 え て 適 用 さ れ る 条 例 第 8 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 営 地 下 鉄 3 号 線 あ ざ み 野 ~ 新 百 合 ヶ 丘 間 ( 横 浜 市 域 ) に 係 る 計 画 段 階 配 慮 書 ( 以 下 「 配 慮 書 」 と い う 。 ) の 提 出 が あ っ た の で 、 条 例 第 9 条 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 配 慮 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

配 慮 書 に つ い て 環 境 の 保 全 に 関 す る 情 報 を 有 す る 者 は 、 条 例 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 縦 覧 期 間 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 環 境 情 報 を 記 載 し た 書 面 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 条 例 第 44 条 第 1 項 の 都 市 計 画 決 定 権 者 の 名 称 並 び に 第 1 分 類 事 業 を 実 施 し よ う と す る 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地
  - (1) 都 市 計 画 決 定 権 者 の 名 称  
横 浜 市
  - (2) 第 1 分 類 事 業 を 実 施 し よ う と す る 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地  
横 浜 市  
横 浜 市 長 林 文 子  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
- 2 事 業 の 名 称  
横 浜 市 営 地 下 鉄 3 号 線 あ ざ み 野 ~ 新 百 合 ヶ 丘 間 ( 横 浜 市 域 )
- 3 事 業 を 実 施 し よ う と す る 区 域  
起 点 青 葉 区 あ ざ み 野 二 丁 目  
終 点 青 葉 区 美 し が 丘 西 二 丁 目
- 4 縦 覧 場 所  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 役 所 市 民 情 報 セ ン タ ー  
青 葉 区 市 ケ 尾 町 31 番 地 の 4  
横 浜 市 青 葉 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
- 5 縦 覧 期 間  
令 和 2 年 7 月 3 日 か ら 令 和 2 年 7 月 17 日 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 357 号

## 計 画 段 階 配 慮 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 44 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 読 替 え て 適 用 さ れ る 条 例 第 8 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 深 谷 通 信 所 跡 地 公 園 整 備 事 業 に 係 る 計 画 段 階 配 慮 書 （ 以 下 「 配 慮 書 」 と い う 。 ） の 提 出 が あ っ た の で 、 条 例 第 9 条 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 配 慮 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

配 慮 書 に つ い て 環 境 の 保 全 に 関 す る 情 報 を 有 す る 者 は 、 条 例 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 縦 覧 期 間 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 環 境 情 報 を 記 載 し た 書 面 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 条 例 第 44 条 第 1 項 の 都 市 計 画 決 定 権 者 の 名 称 並 び に 第 1 分 類 事 業 を 実 施 し よ う と す る 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地

(1) 都 市 計 画 決 定 権 者 の 名 称

横 浜 市

(2) 第 1 分 類 事 業 を 実 施 し よ う と す る 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地

横 浜 市

横 浜 市 長 林 文 子

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

2 事 業 の 名 称

（ 仮 称 ） 深 谷 通 信 所 跡 地 公 園 整 備 事 業

3 事 業 を 実 施 し よ う と す る 区 域

泉 区 和 泉 町 、 中 田 町 地 内

4 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 役 所 市 民 情 報 セ ン タ ー

泉 区 和 泉 中 央 北 五 丁 目 1 番 1 号

横 浜 市 泉 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

5 縦 覧 期 間

令 和 2 年 7 月 3 日 か ら 令 和 2 年 7 月 17 日 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 358 号

## 計 画 段 階 配 慮 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 44 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 読 替 え て 適 用 さ れ る 条 例 第 8 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 深 谷 通 信 所 跡 地 墓 園 整 備 事 業 に 係 る 計 画 段 階 配 慮 書 （ 以 下 「 配 慮 書 」 と い う 。 ） の 提 出 が あ っ た の で 、 条 例 第 9 条 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 配 慮 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

配 慮 書 に つ い て 環 境 の 保 全 に 関 す る 情 報 を 有 す る 者 は 、 条 例 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 縦 覧 期 間 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 環 境 情 報 を 記 載 し た 書 面 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 条 例 第 44 条 第 1 項 の 都 市 計 画 決 定 権 者 の 名 称 並 び に 第 1 分 類 事 業 を 実 施 し よ う と す る 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地
  - (1) 都 市 計 画 決 定 権 者 の 名 称  
横 浜 市
  - (2) 第 1 分 類 事 業 を 実 施 し よ う と す る 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地  
横 浜 市  
横 浜 市 長 林 文 子  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
- 2 事 業 の 名 称  
（ 仮 称 ） 深 谷 通 信 所 跡 地 墓 園 整 備 事 業
- 3 事 業 を 実 施 し よ う と す る 区 域  
泉 区 和 泉 町 、 中 田 町 地 内
- 4 縦 覧 場 所  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 役 所 市 民 情 報 セ ン タ ー  
泉 区 和 泉 中 央 北 五 丁 目 1 番 1 号  
横 浜 市 泉 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
- 5 縦 覧 期 間  
令 和 2 年 7 月 3 日 か ら 令 和 2 年 7 月 17 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 359 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 2 年 5 月 20 日	00828	有 限 会 社 早 田 設 備	(新) 早 田 栄 治	瀬 谷 区 下 瀬 谷 三 丁 目 35 番 地 の 8
			(旧) 早 田 一 治	

横 浜 市 公 告 第 360 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 若 草 台 C 地 区 （ 11 番 地 ） 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ  
っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て  
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 横 浜 市 公 告 第 361 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 31 年 2 月 28 日 第 30 開 406 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
泉 区 和 泉 町 6,183 番 地 の 1  
拓 陵 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 橋 本 正 和
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
中 区 西 之 谷 町 114 番 の 1 及 び 114 番 の 13 の 各 一 部 、 114 番 の 45  
、 114 番 の 46 、 115 番 の 1 の 一 部 、 115 番 の 2 の 一 部 、 115 番 の  
6 、 115 番 の 10 か ら 115 番 の 21 ま で 並 び に 120 番 の 4 の 一 部



## 横 浜 市 公 告 第 362 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 8 月 16 日 第 31 開 1806 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
都 筑 区 中 川 一 丁 目 20 番 1 号  
デ ッ ク ス 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 野 尻 英 樹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
都 筑 区 加 賀 原 一 丁 目 41 番 の 1 の 一 部 並 び に 佐 江 戸 町 2,179 番 の  
一 部 及 び 2,180 番 の 1 か ら 2,180 番 の 9 ま で

横 浜 市 公 告 第 363 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 10 月 1 日 第 31 開 501 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
川 崎 市 高 津 区 梶 ケ 谷 4 丁 目 8 番 地 の 3  
イ ヨ 高 圧 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 星 将 志
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
南 区 六 ツ 川 一 丁 目 812 番 の 1 の 一 部 及 び 812 番 の 50

## 横 浜 市 公 告 第 364 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 10 月 1 日 第 31 開 705 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
保 土 ヶ 谷 区 岡 沢 町 287 番 の 1  
藤 巻 道 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
保 土 ヶ 谷 区 岡 沢 町 287 番 の 1 か ら 287 番 の 3 ま で の 各 一 部 、 28  
7 番 の 6 か ら 287 番 の 9 ま で 、 287 番 の 11 の 一 部 、 287 番 の 12 、  
288 番 の 1 、 288 番 の 29 か ら 288 番 の 31 ま で 、 289 番 の 2 の 一 部  
、 289 番 の 3 、 289 番 の 4 、 290 番 の 1 、 290 番 の 3 、 290 番 の  
4 、 291 番 の 1 、 291 番 の 4 及 び 293 番 の 4 か ら 293 番 の 6 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 365 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 10 月 29 日 第 31 開 806 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 川 上 町 88 番 地 の 1  
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 二 村 淳 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 白 根 五 丁 目 1,427 番 の 1 か ら 1,427 番 の 6 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 366 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 1 月 17 日 第 31 開 1115 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 高 田 西 四 丁 目 30 番 1 号  
株 式 会 社 ミ ヤ タ  
代 表 取 締 役 宮 田 剛
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 高 田 西 五 丁 目 2,763 番 の 21 か ら 2,763 番 の 29 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 367 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 1 月 28 日 第 31 開 905 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
中 区 伊 勢 佐 木 町 2 丁 目 66 番 地  
株 式 会 社 神 心  
代 表 取 締 役 鈴 木 憲 司
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
磯 子 区 栗 木 二 丁 目 499 番 の 1 、 499 番 の 7 か ら 499 番 の 12 ま で  
、 500 番 の 3 、 500 番 の 5 及 び 500 番 の 7

横 浜 市 公 告 第 368 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
 の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
 令 和 2 年 2 月 7 日 第 31 開 1614 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
 瀬 谷 区 相 沢 一 丁 目 4 番 地 の 1  
 株 式 会 社 真 和 産 業  
 代 表 取 締 役 川 口 俊 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
 泉 区 中 田 東 一 丁 目 1,577 番 の 8 の 一 部 、 1,577 番 の 9 、 1,577  
 番 の 10 、 1,583 番 の 8 の 一 部 、 1,584 番 の 2 から 1,584 番 の 7 ま  
 で 、 1,585 番 の 3 の 一 部 、 1,585 番 の 8 の 一 部 、 1,585 番 の 9 、  
 1,586 番 の 1 、 1,586 番 の 3 の 一 部 、 1,586 番 の 4 の 一 部 及 び 1,  
 586 番 の 5 から 1,586 番 の 8 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 369 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 5 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 2 年 6 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
29.47 m
- 5 指 定 の 場 所  
南 区 中 里 一 丁 目 32 番 の 4
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 イン タ ー プ ラ ン  
代 表 取 締 役 佐 々 木 博 生



横 浜 市 公 告 第 370 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 13 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 2 年 6 月 18 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
16.37 m
- 5 指 定 の 場 所  
戸 塚 区 原 宿 五 丁 目 941 番 の 2
- 6 申 請 者 の 氏 名  
東 伸 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 島 田 奈 美 江

横 浜 市 公 告 第 371 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 廃 止 年 月 日

令 和 2 年 6 月 24 日

2 廃 止 する 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 する 道 路 の 延 長

121.26 m

4 廃 止 の 場 所

横 浜 市 港 北 区 綱 島 東 一 丁 目 812 番 の 2 、 813 番 の 6 、 819 番 の  
8 、 977 番 、 1,167 番 の 1 、 1,168 番 の 1 、 1,169 番 の 2 から 1,  
169 番 の 3 まで 、 1,171 番 の 2 、 1,174 番 の 1 、 1,174 番 の 4 、  
1,262 番 の 7 及 び 1,262 番 の 10 から 1,262 番 の 12 までの 各 一 部

5 申 請 者 の 氏 名

都 市 整 備 局 綱 島 駅 東 口 周 辺 開 発 事 務 所

所 長 中 村 俊 輔

## 横 浜 市 公 告 第 372 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 34 ・ 51 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 6 月 23 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
46.20 m
- 5 廃 止 の 場 所  
旭 区 東 希 望 が 丘 102 番 の 1 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 373 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 廃 止 年 月 日

令 和 2 年 6 月 23 日

## 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

## 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

32.00 m

## 4 廃 止 の 場 所

横 浜 市 泉 区 中 田 東 一 丁 目 1,577 番 の 8 、 1,577 番 の 9 、 1,584  
番 の 2 、 1,584 番 の 3 、 1,585 番 の 3 及 び 1,585 番 の 8 の 各 一 部  
、 1,585 番 の 9 、 1,586 番 の 1 の 一 部 、 1,586 番 の 3 の 一 部 、 1,  
586 番 の 5 の 一 部 、 1,586 番 の 6 並 び に 1,586 番 の 8 の 一 部

## 5 申 請 者 の 氏 名

株 式 会 社 真 和 産 業

代 表 取 締 役 川 口 俊 彦

横浜市公告第 374 号

市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年7月3日

横浜市長 林 文子

- 1 組合の名称  
新綱島駅前地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成30年11月15日から令和6年3月31日まで
- 3 施行地区  
港北区綱島東一丁目813番の1、813番の4から813番の6まで、875番の2、875番の4、972番の2、974番の1、976番、976番の1、977番、978番の1、1,169番の3、1,174番の1、1,174番の4、1,174番の6の一部、1,262番の7、1,262番の11及び1,262番の12
- 4 事務所の所在地  
港北区綱島西一丁目8番9-402号
- 5 設立認可の年月日  
平成30年11月15日
- 6 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
事業施行期間	平成30年11月15日から令和6年3月31日まで	平成30年11月15日から令和6年7月31日まで
施行地区	港北区綱島東一丁目813番の1、813番の4から813番の6まで、875番の2、875番の4、972番の2、974番の1、976番、976番の1、977番、978番の1、1,169番の3、1,174番の1、1,174番の4、1,174番の6の一部、1,262番の7、1,262番の11及び1,262番の12	港北区綱島東一丁目813番の1、813番の4から813番の6まで、875番の2、875番の4、972番の2、974番の1、976番、976番の1、977番、978番の1、1,169番の3、1,174番の1、1,174番の4、1,174番の9、1,262番の7、1,262番の11及び1,262番の12

7 定款及び事業計画変更の認可年月日  
令和2年7月3日

## 横 浜 市 公 告 第 375 号

新 綱 島 駅 前 地 区 市 街 地 再 開 発 組 合 の 定 款 及 び 事 業 計 画 の  
変 更 認 可 に 係 る 関 係 図 書 の 縦 覧

都 市 再 開 発 法 （ 昭 和 44 年 法 律 第 38 号 ） 第 38 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 新 綱 島 駅 前 地 区 市 街 地 再 開 発  
組 合 の 定 款 及 び 事 業 計 画 に つ い て 変 更 認 可 の 公 告 を し た の で 、 同 条  
第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 縦 覧 場 所

港 北 区 綱 島 西 一 丁 目 8 番 9 - 501 号

横 浜 市 都 市 整 備 局 市 街 地 整 備 部 綱 島 駅 東 口 周 辺 開 発 事 務 所

## 2 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で （ た だ し 、 土 曜 日 、 日 曜 日  
及 び 国 民 の 祝 日 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 23 年 法 律 第 178 号 ） に 規 定 す  
る 休 日 並 び に 12 月 29 日 か ら 翌 年 の 1 月 3 日 ま で を 除 く 。 ）

---

区 告 示

---

西 区 告 示 第 4 号 ( 令 和 2 年 6 月 19 日 掲 示 済 )

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 元 久 保 町 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た  
。

令 和 2 年 6 月 19 日

横 浜 市 西 区 長 寺 岡 洋 志

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	下 平 利 昭 西 区 元 久 保 町 8 番 6 号	山 本 良 一 西 区 元 久 保 町 13 番 8 号



港南区告示第4号（令和2年6月22日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、中永谷団地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月22日

横浜市港南区長 今 富 雄一郎

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	岡 原 直 樹 港 南 区 下 永 谷 五 丁 目 68 番 10 号	中 山 和 夫 港 南 区 下 永 谷 五 丁 目 69 番 9 号

戸塚区告示第13号（令和2年6月22日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、名瀬第二町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月22日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変 更 前	変 更 後
主たる事務所	戸塚区名瀬町 761 番地 の 20	戸塚区名瀬町 1,099 番地 の 1
目的	会員相互の親睦をはかり、福祉を増進し、名瀬第二町内の発展と繁栄を期するを目的とする。	本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、名瀬第二町内の発展と繁栄を期することを目的とする。

戸塚区告示第14号（令和2年6月22日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、平和台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月22日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	齋 藤 徳 次 戸塚区汲沢三丁目29 番25号	槻 木 宏 次 戸塚区汲沢四丁目13 番4号

港南区告示第5号（令和2年6月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、野村港南台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月24日

横浜市港南区長 今 富 雄一郎

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大 嶋 正 浩 港南区日野南五丁目 31番23号	伊 藤 晴 夫 港南区日野南六丁目 2番3号

青 葉 区 告 示 第 4 号

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 あ ざ み 野 東 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 青 葉 区 長 小 澤 明 夫

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	石 山 范 青 葉 区 あ ざ み 野 一 丁 目 28 番 地 の 16	青 砥 正 典 青 葉 区 あ ざ み 野 一 丁 目 26 番 地 の 35

青葉区告示第5号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、美しが丘五丁目牛込自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月3日

横浜市青葉区長 小澤 明 夫

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	崎野 義和 青葉区美しが丘五丁目18番地の10	吉村 秀美 青葉区美しが丘五丁目5番地の1

区 公 告

港南区公告第79号（令和2年6月19日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和2年6月19日

横浜市港南区長 今 富 雄 一 郎

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 62 - 34 浜 横浜	平成30年3月10日
横 24 - 56 浜 横浜	平成30年3月25日
横 35 - 03 浜 横浜	平成30年8月1日
横 35 - 00 浜 横浜	平成30年12月19日

泉 区 公 告 第 57 号 ( 令 和 2 年 6 月 23 日 掲 示 済 )

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 2 年 6 月 23 日

横 浜 市 泉 区 長 深 川 敦 子

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 17 - 28 浜 横 浜	令 和 元 年 5 月 12 日



医療局病院経営本部

医療局病院経営本部告示第3号

横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務  
の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務を次のとおり委託した。

令和2年7月3日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原史樹

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
三菱UFJニコス 株式会社 代表取締役 石塚 啓	東京都文京区本郷 3丁目33番5号	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

---

## 区選挙管理委員会

---

港南区選挙管理委員会告示第2号

投票区の設置の一部改正

投票区の設置（昭和60年8月港南区選挙管理委員会告示第8号）  
の一部を次のように改正する。

令和2年7月3日

横浜市港南区選挙管理委員会

委員長 並 木 壽 一

表第22投票区の項投票区域の欄中「、1,651番地」の次に「、上永谷町4,772番地、4,775番地」を、同表第36投票区の項投票区域の欄中「、上永谷町」の次に「（ただし、4,772番地、4,775番地を除く。）」を加える。

人事委員会

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

横浜市人事委員会  
委員長 水地啓子

横浜市人事委員会規則第13号

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則（昭和62年3月横浜市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

職員課長、地域支援課長、障害施設包括保護長、動物保健所、微生物、自治法、広域連合	課長、企画課長、推進の健康サービス推進課長、環境衛生検査研究の事務	課長、生活支援課長、健康相談センター、高齢者指導、施設課長、管理、理学の	調整課長、保健センター、風邪在宅、食品衛生、中央卸売、検査、研究、	課長、保険更正一長、高齢健康課長、感染症、研究、	課長、監査年金課長、障害自健康課長、医療本場、	課長、福祉課長、自立福祉課長、生活衛生課長、食品衛生情報課長、	課長、保健課長、地介課長、保健課長、	課長、保健課長、
--	-----------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------	-------------------------	---------------------------------	--------------------	----------

」

を  
「

職員課長、地域支援課長、障害施設包括保護長、動物保健所、微生物、自治法、広域連合	課長、企画課長、推進の健康サービス推進課長、環境衛生検査研究の事務	課長、生活支援課長、健康相談センター、高齢者指導、施設課長、管理、理学の	調整課長、保健センター、風邪在宅、食品衛生、中央卸売、検査、研究、	課長、監査年金課長、障害自健康課長、医療本場、	課長、福祉課長、自立福祉課長、生活衛生課長、食品衛生情報課長、	課長、保健課長、地介課長、保健課長、	課長、保健課長、
--	-----------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------	---------------------------------	--------------------	----------

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員

横浜市監査委員告示第1号

包括外部監査人の監査の事務を補助する者

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による包括外部監査人種村隆の監査の事務を補助する者の協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年7月3日

横浜市監査委員 藤野次雄  
 同 本間豊  
 同 高品彰  
 同 佐藤祐文  
 同 高橋正治

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
松木克史	さいたま市北区宮原町1丁目520番1-505号	令和2年7月1日から 令和3年3月31日まで
岩渕和久	埼玉県新座市東1丁目12番19号	令和2年7月1日から 令和3年3月31日まで
矢島学	東京都世田谷区等々力5丁目31番12号	令和2年7月1日から 令和3年3月31日まで
浜田陽介	埼玉県春日部市8丁目300番6号	令和2年7月1日から 令和3年3月31日まで
川越靖彦	横須賀市大矢部4丁目18番12-2号	令和2年7月1日から 令和3年3月31日まで
大坪秀憲	東京都杉並区成田東5丁目29番6-204号	令和2年7月1日から 令和3年3月31日まで
五十嵐郁貴	東京都江戸川区平井4丁目20番15-1013号	令和2年7月1日から 令和3年3月31日まで
竹内稔	東京都世田谷区瀬田4丁目40番14-203号	令和2年7月1日から 令和3年3月31日まで

---

## 正誤

---

令和2年定期第39号51ページ上から12行目「令和2年6月15日」は「令和2年6月12日」の誤り。